

令和2年度 鶴岡市空き家実態調査の結果について

令和4年4月12日発行

1 調査の概要

(1) 調査目的

住民の重要課題となっている空き家について、今後の空き家の活用策、老朽・危険空き家の対応策及び住環境整備の施策検討を行うにあたり、平成23年度、平成27年度に実施した大規模調査やその追跡調査との比較、空き家の発生状況や除却状況の分析のため、市内全地域の空き家調査を実施する。

(2) 調査主体

鶴岡市(都市計画課・環境課・地域庁舎 総務企画課)

(3) 調查対象

鶴岡市内の空き家

※調査は「戸」単位ではなく「棟」単位で判定している。あくまで附属建屋を除いた母屋を 空き家として調査したが、母屋が無く物置等のみの場合で床面積が80㎡以上(解体時に 建設リサイクル法の届出が必要となるもの)となる場合は空き家として含まれる。

(4) 調査単位

町内会・自治会 合計 464 団体

内訳:鶴岡地域 248 団体、藤島地域 61 団体、羽黒地域 69 団体

櫛引地域 21 団体、朝日地域38 団体、温海地域27 団体

(5) 調査内容

① 一次調査(地図上の所在確認)

期間:令和2年5月~7月

前回調査(H27)で作成した空き家マップを活用し、地元町内会等の環境保全推進員を中心に担当区域内に存在する空き家(新規、解体、利用済等)の状況及び位置などの確認をした。

② 二次調査 (現地調査)

期間:令和2年8月~12月

一次調査に基づき、現地調査及び外観目視による老朽危険度判定調査を実施した。

③ 三次調査(空き家所有者等意向調査)

期間:令和3年1月~8月

空き家の所有者等を対象に、アンケートの郵送・回収、集計を実施した。

2 調査の結果

(1) 一次調查・二次調查

① 空き家数の棟数及び分布

ア 空き家棟数と空き家増加率

令和2年度の鶴岡市全地域の空き家棟数は3,582棟となり、平成27年度に実施した大規模調査の空き家棟数2,806棟より776棟増加、また、平成23年度の大規模調査から平成27年度の大規模調査の増加数533棟より多くなり、増加傾向となった。

しかし、直近の調査である平成 29 年度の追跡調査から令和 2 年度の大規模調査に おいては、鶴岡地域市街地で空き家の減少が見られた。

増加率では、鶴岡市全地域で 27.7% となり、朝日地域が 97.6%、藤島地域が 51.4%、 羽黒地域が 46.6% と高くなっている。

			空き家棟数		空き家増減棟数		空き家増加率		
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)=(b)-(a)	(g)=(e)-(b)	(f)/(a)	(g)/(b)
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	R2年度	H23~H27	H27~R2	H23~H27	H27~R2
鶴岡地域 市街地	1,051	1,206	1,388	1,474	1,407	155	201	14.7%	16.7%
鶴岡地域 郊外地	567	794	885	933	1,013	227	219	40.0%	27.6%
鶴岡地域計	1,618	2,000	2,273	2,407	2,420	382	420	23.6%	21.0%
藤島地域	154	173	213	247	262	19	89	12.3%	51.4%
羽黒地域	60	88	97	113	129	28	41	46.7%	46.6%
櫛引地域	88	98	106	112	125	10	27	11.4%	27.6%
朝日地域	50	83	83	82	164	33	81	66.0%	97.6%
温海地域	303	364	399	441	482	61	118	20.1%	32.4%
全地域 合計	2,273	2,806	3,171	3,402	3,582	533	776	23.4%	27.7%

表1:地域別 空き家棟数

- ※ H24、H25、H26、H30、R1 年度は、空き家調査未実施のため数値なし。
- ※ 空き家棟数は、H23 年度は H23.10.13 現在、H27 年度は H27.12.1 現在、H28~R2 年度は各年度末日現在の数値となっている。
- ※ この調査における鶴岡地域市街地は、第一学区から第六学区までの区域を指し、鶴岡地域郊外地は、その市街地を除いた鶴岡地域の区域を指すものとする。

地域別としては、鶴岡地域の空き家棟数が 2,420 棟となり、市全体の約7割近くである 67.6%(市街地39.3%、郊外地28.3%)を占 めるまでとなっている。

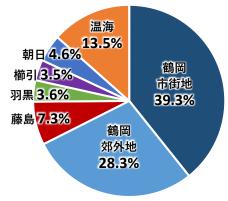


図1:地域別 空き家棟数の割合

イ 空き家率

家屋棟数に対する空き家棟数の割合を空き家率として見ると、令和2年度は、鶴岡市全地域で6.4%となり、平成27年度の大規模調査から見ると1.3ポイント、直近の平成29年度の追跡調査から見ると0.3ポイント上昇している。

表 2:鶴岡市全地域 空き家率

左曲	(a)	(b)	(b)/(a)
年度	家屋棟数	空き家棟数	空き家率
H23	52,845	2,271	4.3%
H27	55,431	2,806	5.1%
H28	55,553	3,171	5.7%
H29	55,713	3,402	6.1%
R2	56,321	3,582	6.4%

※ 家屋棟数は家屋概要調書の木造 (土蔵・附属家 を除く)及び非木造家屋の合計数を参考に計上。 (R2 年度は、家屋概要調書の合計と本表の家屋 棟数の合計が集計方法の違いにより異なって いる)

空き家率を地域別に見ると、令和2年度は、羽黒地域が3.9%と一番低く、温海地域が12.0%と一番高くなっていて、これは平成27年度調査から変わっていない。

また、平成 27 年度から令和 2 年度の 5 年間にかけての空き家率の増減を見ると、朝日地域が 4.9 ポイント、温海地域が 3.1 ポイントと上昇幅が大きくなっている。しかし、鶴岡地域の郊外地と藤島地域、櫛引地域は、分母となる家屋棟数が平成 27 年度の大規模調査より増加しているため、空き家率の増減が小さくとも、実際には上昇傾向にあると言える。

表 3:地域別 空き家率

	(a 家屋	a) 棟数		(b) 空き家棟数		(b)/(a) 空家率	
	H27	R2	H27	R2	H27	R2	
鶴岡地域 市街地	27,270	25,780	1,206	1,407	4.4%	5.5%	
鶴岡地域 郊外地	13,904	14,234	794	1,013	5.7%	7.1%	
鶴岡地域計	41,174	40,014	2,000	2,420	4.9%	6.0%	
藤島地域	2,744	4,181	173	262	6.3%	6.3%	
羽黒地域	3,517	3,306	88	129	2.5%	3.9%	
櫛引地域	2,114	3,075	98	125	4.6%	4.1%	
朝日地域	1,778	1,713	83	164	4.7%	9.6%	
温海地域	4,104	4,032	364	482	8.9%	12.0%	
全地域 合計	55,431	56,321	2,806	3,582	5.1%	6.4%	

※ H23、H28、H29 年度は、地域別家屋棟数を集計していないため、地域別空き家率なし。



		世帯数			人口		一世帯 ð 世帯	あたりの 員数	空き家率
	H27	R2	増減率	H27	R2	増減率	H27	R2	R2
鶴岡地域	34,307	34,862	1.6%	91,818	87,894	-4.3%	2.7	2.5	6.0%
藤島地域	2,926	2,905	-0.7%	10,216	9,472	-7.3%	3.5	3.3	6.3%
羽黒地域	2,287	2,297	0.4%	8,529	7,912	-7.2%	3.7	3.4	3.9%
櫛引地域	1,979	2,000	1.1%	7,244	6,872	-5.1%	3.7	3.4	4.1%
朝日地域	1,190	1,118	-6.1%	4,295	3,704	-13.8%	3.6	3.3	9.6%
温海地域	2,650	2,484	-6.3%	7,550	6,493	-14.0%	2.8	2.6	12.0%
全地域 合計	45,339	45,666	0.7%	129,652	122,347	-5.6%	2.9	2.7	6.4%

表 4:地域別 世帯数と人口と空き家率

※ 世帯数と人口は、国勢調査より計上。

平成27年度と令和2年度の世帯数と人口を比較して見ると、鶴岡市全地域においては世帯数が増加しているのに対し、人口は減少していて、一世帯あたりの世帯員数が減少しているという結果となった。

世帯数や人口が減少するほど空き家は増加するが、地域別で見ると、世帯数と人口ともに減少率の高いところが、温海地域、朝日地域、藤島地域であり、この3つの地域の空き家率を見ると、やはりいずれも高くなっていることが分かる。

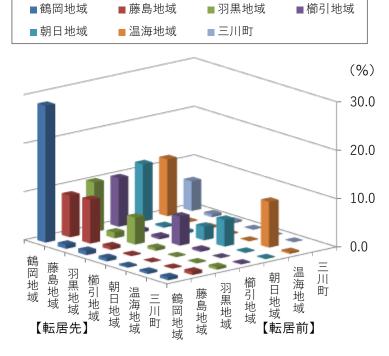


図 2:人口に占める市内各地域間の人口移動の割合 (合併後の人口移動(市内・市外)より)

※ H17.10.1~H27.3.31 の集計値。(三川町は参考数値)

なお、鶴岡地域、櫛引地域の人口の減少率が低い理由としては、市内間での人口移動が少なからず関係してきていると考えられる。

人口に占める市内各地域間の人口移動の割合を見ると、同地域内の移動以外に多いものとして、鶴岡地域は、他の各地域から転居してきている割合が多く、また、櫛引地域は、朝日地域から転居してきている割合が多くなっている。

それにより、鶴岡地域と櫛 引地域は人口減少が抑えら れている可能性がある。

ウ 空き家の解体、入居・建替え数

平成 23 年度の大規模調査において空き家と判定されたもののうち、平成 27 年度の大規模調査までの 4 年間に解体や入居・建替えによって空き家が解消された数は、鶴岡市全地域で 714 棟(解体 374 棟、入居・建替え 340 棟)だったのに対し、平成 27 年度から令和 2 年度の大規模調査までの 5 年間に空き家が解消された数は 1.309 棟(解体 639 棟、入居・建替え 670 棟)となっていて、空き家の解消は以前より進んでいる結果となった。

H23 H23~H27 H27 H27~R2 R2 空き家 空き家 空き家 入居 入居· 解体 解体 新規 建替 空き家数 棟数 建替 棟数 棟数 鶴岡地域 1,051 199 196 550 1,206 341 413 935 1,407 市街地 鶴岡地域 567 92 49 368 794 150 131 509 1,013 郊外地 鶴岡地域 1,618 291 245 918 2.000 491 544 1,444 2,420 計 藤島地域 154 17 29 65 173 32 41 166 262 9 5 42 14 74 129 羽黒地域 60 88 14 櫛引地域 88 15 20 45 98 13 21 65 125 50 9 3 45 朝日地域 83 15 15 111 164 温海地域 303 33 38 132 364 74 35 246 482 全地域 2,273 374 340 1,247 2,806 639 670 2,106 3,582 合計

表 5:地域別 空き家棟数及び既存空き家の解体、入居・建替え数

平成23年度の調査において、鶴岡市全地域で空き家と判定された2,273棟のうち、 平成27年度の調査までの4年間に解体、入居・建替えによって空き家が解消された 数は714棟(解体374棟、入居・建替え340棟)であり、新規発生した空き家の数 は1,247棟であった。これを単年度あたりに計算すると、年間の空き家解消数が約 180棟、新規空き家数が約310棟となる。

同様に、平成 27 年度の調査時の空き家で令和 2 年度までの 5 年間に空き家が解消された数は 1,309 棟(解体 639 棟、入居・建替え 670 棟)であり、新規に発生した空き家の数は 2,106 棟で、単年度あたりとしては、年間の空き家解消数が約 260 棟、新規空き家数が約 420 棟となった。

[※] H29 年度の追跡調査において、H27、H28 年度の調査漏れ等を修正しているため、 一部積算が一致しない。



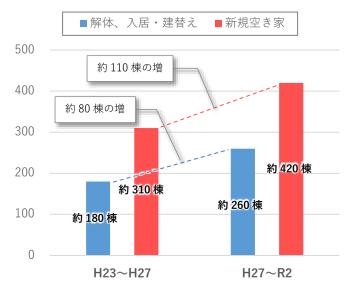


図3: 鶴岡市全地域の単年度あたりの解体、入居・ 建替え棟数と新規発生空き家棟数の比較

これら単年度あたりの棟数を比較して見ると、解体、入居・建替えによる空き家解消数は、平成23年度から平成27年度にかけて約180棟だったものが、平成27年度から令和2年度にかけては約260棟となり、約80棟増加したのに対し、新規発生した空き家数は、平成23年度から平成27年度にかけて約310棟だったものが、平成27年度から令和2年度にかけては約420棟なり、約110棟増加している。

このことから、解体や入居・建替えによる空き家の解消も加速しているが、それを 上回るペースで空き家が発生しているという結果となった。

地域別に見ると、鶴岡地域市街地でのみ、直近の平成29年度から令和2年度の調査結果において、解体、入居・建替えにより空き家が解消された数が402棟(解体184棟、入居・建替え218棟)だったのに対し、新規発生した空き家の数が335棟と、新規空き家棟数の方が少なくなった。

このことから、近年、鶴岡地域市 街地は、空き家の増加に一定の歯止 めがかかりつつあると言える。

表 6: 地域別 直近 (H29~R2) の既存空き家の 解体、入居・建替え数の比較

	H29		H29∼R2		R2
	空き家 棟数	解体	入居· 建替	新規 空き家数	空き家 棟数
鶴岡地域 市街地	1,474	184	218	335	1,407
鶴岡地域 郊外地	933	92	69	241	1,013
藤島地域	247	23	26	64	262
羽黒地域	113	9	11	36	129
櫛引地域	112	8	16	37	125
朝日地域	82	10	15	107	164
温海地域	441	60	24	125	482
全地域 合計	3,402	386	379	945	3,582

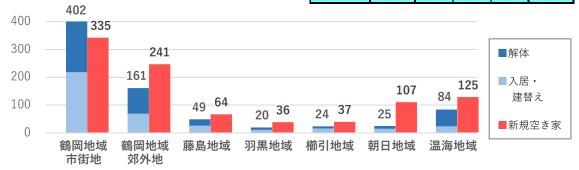


図 4:地域別 直近 (H29~R2) の既存空き家の解体、入居建替え数の比較

また、平成28年度から令和2年度の5年間における、建築物の確認申請の一戸建て住宅の新築にかかる届出件数は、鶴岡地域市街地が7割近くを占めていることからも、鶴岡地域市街地では他の地域より建替えが進んでいる。

H28 H29 H30 R1 R2 合計 件数 件数 件数 件数 件数 件数 割合 鶴岡地域 191 217 259 245 290 1,202 65.9% 市街地 上記以外 123 138 623 34.1% 117 129 116 の地区

374

406

表 7: 建築物の確認申請件数一戸建ての住宅数 (新築)

397

340

しかし、鶴岡地域市街地の家屋棟数は、茅原北地区などの新興住宅地を除くほとんどの町で減少していて、平成27年度から令和2年度にかけて1,490棟の減少となった。これらを鑑みると、新興住宅地への住宅建築は進んでいるが、鶴岡地域市街地の特に中心部では、空き家解体後の跡地へ住宅建築が進まずに低未利用土地となっていて、空洞化が進行している可能性も否めない。

308

小計



1,825

100.0%

図 5: 鶴岡地域市街地の家屋棟数の比較

[※]R1年は、鶴岡市を含む庄内地域における三隣亡にあたる年になる。

② 老朽危険度判定

二次調査の現地調査において、老朽危険度判定として、外観目視により空き家が老朽化等により倒壊等の危険性がどの程度あるかを確認し、A から D の順にランク付けをした。

優良	A	修繕の必要がほどんどなく、利用促進可能な空き家
空き家	В	多少の修繕は必要だが、再利用可能な空き家
不良	С	大規模な修繕が必要で再利用困難である、適正管理が必要な空き家
空き家	D	倒壊の危険性があり、近隣への影響を考慮する必要がある危険空き家

[※] 崩壊や所在不明等により判定できなかったものを「未判定」とする。

В С D 合計 Α 未判定 棟数 134 695 1,169 188 87 2,273 H23 3.8 % 割合 5.9 % 30.6 % 51.4 % 8.3 % 100.0 % 棟数 122 28 2.806 150 914 1,592 H27 割合 5.3 % 32.6 % 56.7 % 4.3 % 1.0 % 100.0 % 144 154 棟数 1,151 1,691 31 3,171 H28 4.9 % 36.3 % 53.3 % 4.5 % 1.0 % 100.0 % 割合 146 1,319 1,746 162 29 3,402 棟数 H29 割合 4.3 % 38.8 % 51.3 % 4.8 % 0.9 % 100.0 % 棟数 150 1.277 1.961 184 10 3.582 R2 割合 4.2 % 35.7 % 54.7 % 5.1 % 0.3 % 100.0 %

表 8: 老朽危険度判定棟数の推移

令和 2 年度の調査では、状態が良く利用促進可能な A ランクと判定されたものが 150 棟、倒壊の恐れがあるなど解体へ誘導すべき不良空き家である D ランクと判定 されたものが 184 棟存在する。また、C ランクの空き家の割合が大きく、半数以上で ある 54.7%を占めている。

鶴岡市全地域のランク別の棟数の推移では、棟数の増加に比例して、それぞれのランクの棟数も増加しているが、割合に大きく変化は見られなかった。

また、D ランクの割合は一時減少傾向にあったが、直近の平成 29 年度と令和 2 年度では再び増加しているため、条例等による指導・啓発に一定の効果はあったものの、当初 B、C ランクだった空き家が経年劣化により老朽化し、D ランクになったものと考えられる。

		鶴岡市全体	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域
۸	棟数	150	88	15	2	9	7	29
А	割合	4.2 %	3.6 %	5.7 %	1.6 %	7.2 %	4.3 %	6.0 %
В	棟数	1,277	926	91	33	36	33	158
D	割合	35.7 %	38.3 %	34.7 %	25.6 %	28.8 %	20.1 %	32.8 %
С	棟数	1,961	1,313	139	81	69	90	269
U	割合	54.7 %	54.3 %	53.1 %	62.8 %	55.2 %	54.9 %	55.8 %
D	棟数	184	87	17	13	11	33	23
D	割合	5.1 %	3.6 %	6.5 %	10.1 %	8.8 %	20.1 %	4.8 %
土业	棟数	10	6	0	0	0	1	3
未判定	割合	0.3 %	0.2 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.6 %	0.6 %
合計	棟数	3,582	2,420	262	129	125	164	482
'nāT	割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

表 9: 令和 2 年度 地域別 老朽危険度判定棟数

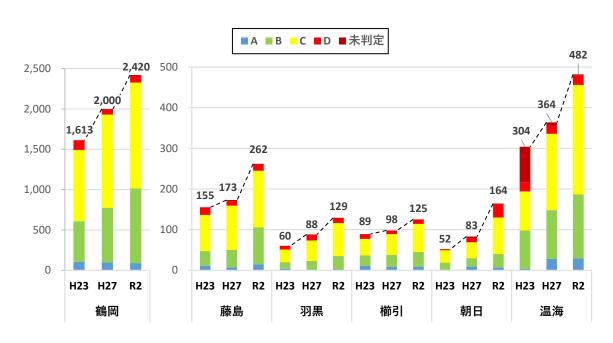


図6:地域別 老朽危険度判定棟数の推移

鶴岡市全地域におけるランク別の割合を平均値とし、各地域のランク別の割合を見ると、朝日地域において D ランクの割合が高くなっていて、朝日地域の空き家の約 2 割を占めるまでとなった。

また、推移を見ると、空き家棟数の増加に比例して、全ての地域で棟数の増加が見られたが、特に朝日地域の増加率が高く、なかでも D ランクの増加が顕著であった。

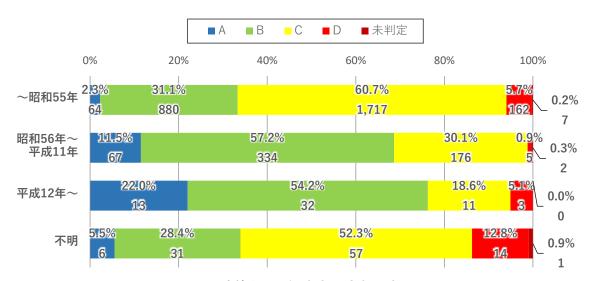


図7:建築年別 危険度判定数と割合

鶴岡市全地域において、再利用が可能な A、B ランクと判定された空き家は、合わせて 1,427 棟 (A 150 棟、B 1,277 棟) で、空き家全体の約 4 割を占める。なかでも、昭和 56 年と平成 12 年に耐震基準が改正されていて、特に大きく改正があった昭和 56 年以降の新耐震基準で建築された A、B ランクの住宅は 446 件となっている。それらを早い段階で流通させることで、空き家数を減少させ、かつ、経年劣化により不良空き家となることを防ぎ、減少させることが可能となる。

しかし、海外に比べ、日本は中古住宅の需要が少なく、新築が求められる傾向にあり、住宅市場における約8割が新築住宅を占めるなか、再利用が可能な空き家をいかに市場において流通させるかが重要なこととなってくると考える。



(資料)総務省および国土交通省の公表資料からにニッセイ基礎研究所が作成

図8:新築住宅と中古住宅の流通量の推移

(2) 三次調査

① 空き家所有者等意向調査(アンケート調査)送付状況

一次調査・二次調査を経て、空き家と判定された建築物について、固定資産台帳より所有者(納税義務者)に対し、アンケートを送付した。

空き家判定棟数	アンケート送付数	アンケート回収数	アンケート回収率
3,582 棟	3,107 件	1,564 件	50.3%

※ 判定数との差 475 件は、所有者不明により直ちに送付できなかったものなどが含まれる。

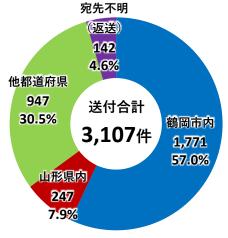


図 9: 意向調査送付先割合

空き家の所有者にアンケートの送付 先内訳は、鶴岡市内が 57.0%と半数以上 を占めた。また、鶴岡市以外の山形県内 は 7.9%と少なく、30.5%は他都道府県 となった。

地域別に見ると、鶴岡市内の割合が一番多いのが朝日地域で 78.1%、他都道府県の割合が一番多いのが温海地域で 43.4%となった。

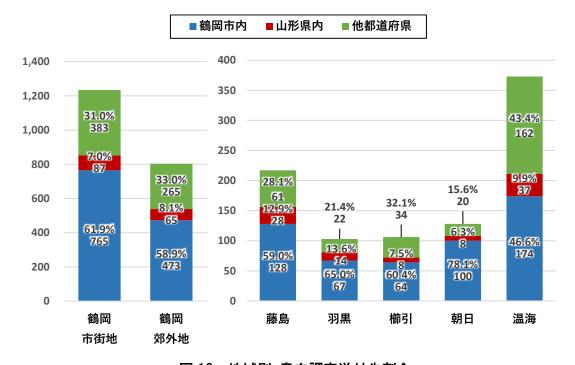


図 10:地域別 意向調査送付先割合

② 空き家所有者等意向調査 (アンケート調査) 結果

回収されたアンケートのとりまとめを実施した。また、平成 23 年度と平成 27 年度に実施した同アンケートとの比較調査を行った。(アンケート内容は後付参照)

ア 【問1】所有者(納税義務者)の確認

		R2回答数
1	所有者(納税義務者)である	1,223
2	所有者(納税義務者)ではない	133
3	無回答	208
	回答数合計	1,564

固定資産課税台帳より納税義務者に対してアンケートを送付したが、所有者ではないと回答があったものについては、相続に伴う変更登記の手続きを行っていないため、所有者が被相続人のままであり、親族が代理で管理や納税しているなど、他にも様々な理由によるものと考えられる。

なお、相続登記が行われない状態が長期に渡ると、空き家管理者が不確定なことで、 管理意識が希薄化していく傾向にあるため、今後、国で予定されている相続登記の義 務化が、空き家問題に対し、どのような変化を与えるか注視していく。

所有者不明土地関連法の施行期日について

法務省民事局 令和3年12月

- ■民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)
- ■相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 (令和3年法律第25号)

令和3年4月21日成立 同月28日公布

【両法律の概要】

所有者不明土地の**発生予防と利用の円滑化**の両面から総合的に民事基本法制を見直し

登記がされるようにするための不動産 登記制度の見直し (発生予防)

① 相続登記の申請義務化

(①につき)

 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入 (公布後3年を超えない範囲内で政令で定める日)

② 住所等の変更登記の申請義務化

▶ 令和6年4月1日施行

 他の公的機関(住基ネット等)から取得した 情報に基づき、登記官が職権的に変更登記を する方策を併せて導入

> (公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日) ※今後,政令を制定

土地利用に関連する民法の規律の見直し(土地利用の円滑化)

① 財産管理制度の見直し

- 所有者不明土地管理制度、管理不全 土地管理制度等の創設
- ② 共有制度の見直し
- ・共有者不明の共有地の利用の円滑化
- ③ 相隣関係規定の見直し
- ・ライフラインの設備設置権等の規律の整備

④ 相続制度の見直し

長期間経過後の遺産分割の見直し など (公布後2年を超えない範囲内で政令で定める日)

令和5年4月1日施行

土地を手放すための制度 の創設 (発生予防)

○ 相続土地国庫帰属制度の創設

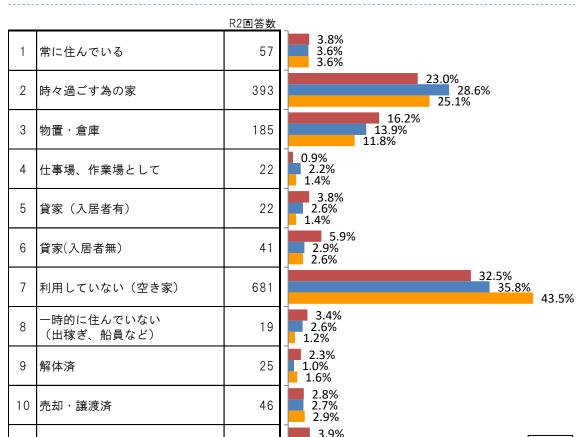
相続等により土地の所有権を取得 した者が、法務大臣の承認を受けて、 その土地の所有権を国庫に帰属させ ることができる制度を創設

> (公布後2年を超えない範囲内で 政令で定める日)

→令和5年4月27日施行

➤ 「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令」で規定(令和3年12月14日閣議決定)

図 11: 法務省民事局 HP より「所有者不明土地関連法の施行期日について」



イ 【問2-(1)】現在対象建築物はどのような状態になっているか(複数回答有)

「利用していない」が一番多い回答となり、割合としても 43.5%と半数近くを占めた。また、過年度の調査と比べると大きな変化はないが、「利用していない」の割合の上昇幅が他より大きくなっている。

67

7

1,564

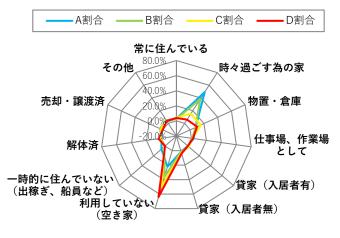
1,416

3.6% 4.3%

1.7%

0.4%

2.6%



その他

無回答

回答者数

空き家回答者数

(1,5,9,10を含む回答を除く)

11

12

図 13: 老朽危険度判定別 回答割合

老朽危険度判定別に見ると、A、B などの老朽危険度判定が低いものは「時々過ごす為の家」としての利用が多くなっていることから、一定程度管理されていることが伺える。また、D、C などの老朽危険度判定が高いものは「利用していない(空き家)」が多く、所有者の管理意識が低下している可能性が高い。

図 12:回答割合の推移

■ H23

■ H27

R2

図 14:回答割合の推移

R2回答数 8.0% 仕事場、子供の就学の関係で 6.8% 4.4% 61 住替えた 6.0% 空き家となった家が手狭に 3.8% 47 2 なったから住替えた 3.4% 4.4% 道路の広さや駐車場の確保に 3.2% 33 3 困ったから 2.4% 7.2% 7.6% 7.2% 親や子世帯と同居することに 4 100 なり住替えた 19.2% 20.0% 住んでいた人が、施設入所、 268 入院したから 19.3% 31.4% 40.9% 住んでいた人が死亡したため 642 46.2% 17.6% その他 ※ 201 13.6% ■ H23 14.5% ■ H27 16.3% 14.2% 8 無回答 186 R2 13.4%

ウ 【問 2-(2)】空き家となった理由は何か(3つまで選択可)

※ その他……老朽化・倒壊、借り手なしのため(貸家・貸店舗)、廃業、利用する機会がない、 住み替え(結婚・離婚・新築移転)、危険区域のため、交通が不便なため 等

1,416

空き家回答者数

一番多い回答が「住んでいた人が死亡したため」となり、これは平成 23 年度の調査から変化がない。しかし、その割合は年々上昇していて、令和 2 年度の調査では、その割合が 46.2%と半数近くを占めるまでとなっている。高齢化が進行している限り、この傾向は今後も続くと予想される。

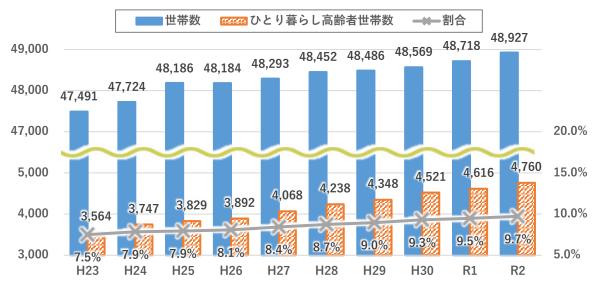


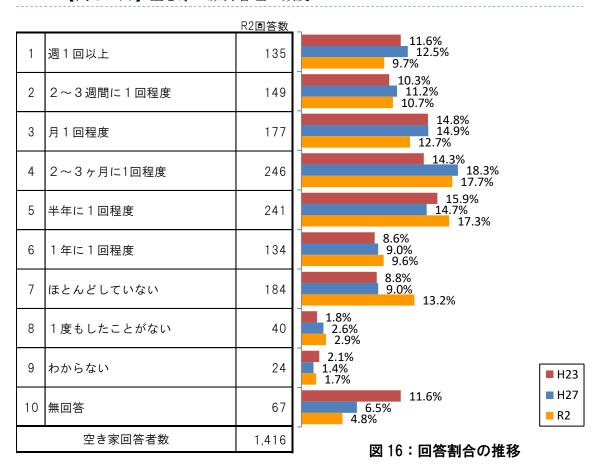
図 15:鶴岡市の人口と世帯数、ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

- ※ 世帯数は住民基本台帳より、各年度末(3月末日)の数値を計上。
- ※ ひとり暮らし高齢者世帯数は高齢者世帯台帳より、各年度当初(4月初日)の数値を計上。

鶴岡市の人口は年々減少しているのに対し、ひとり暮らし高齢者世帯数は増加している。ひとり暮らし高齢者世帯は、その世帯員の施設入居などの異動により、その家が空き家となる可能性が高いことから、中長期的な空き家数に影響するものとされている。

ひとり暮らし高齢者世帯は、令和2年度において、鶴岡市全世帯数の9.7%を占めるまでとなった。これは、近隣に10世帯あれば1世帯はひとり暮らし高齢者となる計算になり、近い将来、その家が空き家となり、適正に管理されなかった場合、近隣住民にとって、防犯性や衛生面などの住環境の低下を招くこととなる。空き家問題は、多くの市民にとってさらに身近な問題となったと言える。

エ 【問 3-(1)】空き家の維持管理の頻度



一番多い回答は「 $2\sim3$ ヶ月に1 回程度」となり、過年度の調査から割合的にも大きく変化はない。しかし、「週1 回程度」「 $2\sim3$ 週間に1 回程度」「月1 回程度」といった高頻度の維持管理を行っている割合が、いずれも前回より下向していることから、徐々に維持管理意識が低下しつつあると言える。

また、「ほとんどしていない」「1度もしたことがない」の割合も上昇しているため、 放置空き家の増加が懸念される。

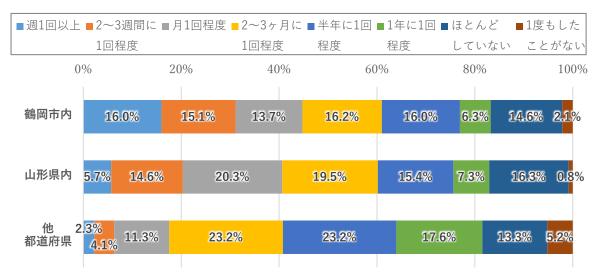
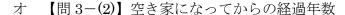
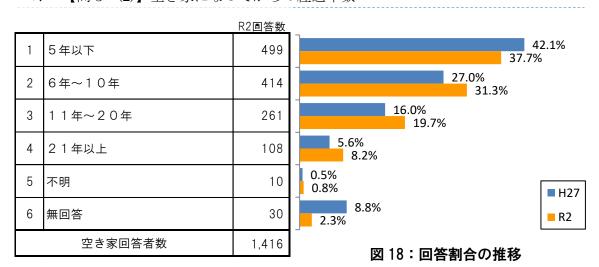


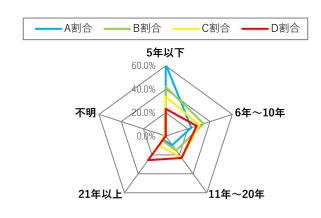
図17:アンケート送付別割合

アンケート送付先別で「わからない」、「無回答」を除いた維持管理の頻度の割合を 見ると、市内は低頻度から高頻度まで同程度の割合なのに対し、県内から県外と距離 が遠くなるのに比例して、頻度が減少していることが見てとれる。しかし、「ほどん としていない」、「1度もしていない」の合計割合は、市内、県内、県外とも明確な差 がないことから、放置空き家については、距離による要因ではなく、所有者のモラル 等から生じていると考えられる。





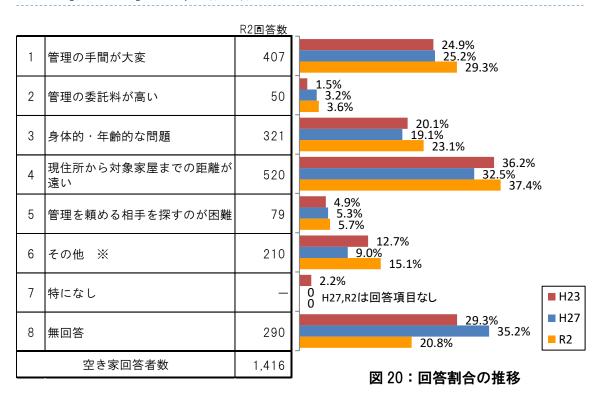
一番多い回答は「5年以下」となった。また、割合では、平成27年度の調査より「5年以下」以外が上昇していることから、空き家状態が長期化している傾向が見られる。



老朽危険度判定別に見ると、「5 年以下」の空き家年数が浅い建物ほど Aが多く、「21 年以上」と空き家年数が長期になっている建物は D が多い結果となった。年数の経過とともに老朽危険度が高まってしまうため、建物の状態が悪化する前に有効活用を図ることが望ましい。

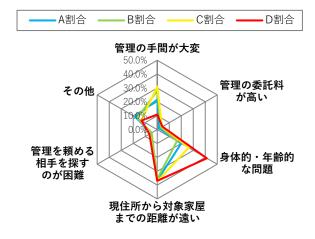
図 19: 老朽危険度判定別 回答割合

カ 【問3-(3)】空き家の維持管理で困っていること(複数回答有)



※ その他……経済的理由、コロナによる移動自粛、老朽化·倒壊、近隣の苦情、利活用の検討、 身体的·年齢的な問題 等

平成27年度は「無回答」が一番多かったのに対し、令和2年度は「現住所から対象家屋までの距離が遠い」となった。また、「無回答」の割合が大きく下向していることから、空き家を所持していることが負担に感じる人が増加している結果となった。



老朽危険度判定別においては、「身体的・年齢的な問題」で、老朽危険度が高いほど、割合も高くなっている。また、「距離が遠い」は、どの老朽危険度でも同程度の割合となった。

図 21: 老朽危険度別 回答割合

なお、「身体的・年齢的な問題」と回答あったものについて、前設問才の空き家になってからの経過年数の割合を見ると、全体より若干、経過年数が長い方が高くなった。このことから、空き家とともに所有者も年齢を重ねることで、徐々に管理することが困難になってきているのではないかと考えられる。

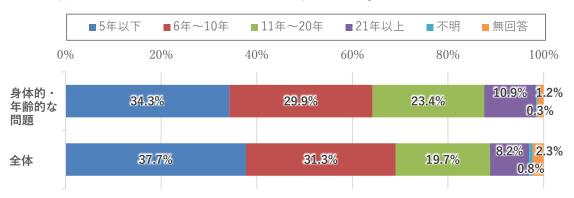
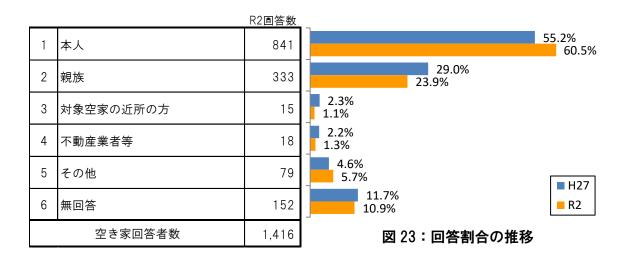
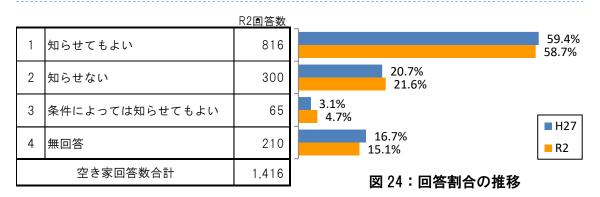


図 22:空き家の経過年数 回答割合

キ 【問3-(4)】空き家を実際に管理している人は誰か(複数回答有)



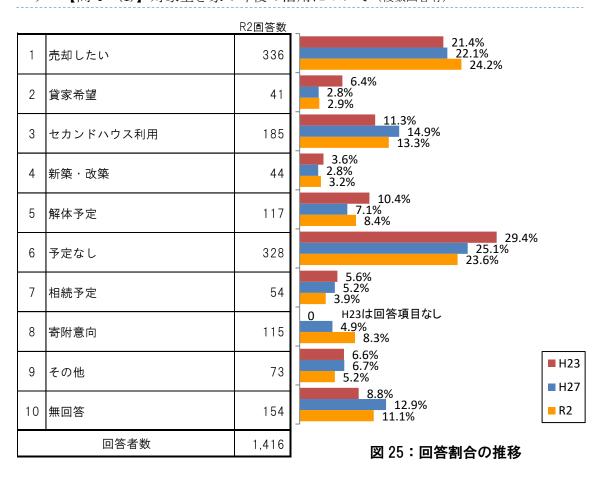
ク 【問3-(5)】町内会への空き家管理者の連絡先の情報提供について



キ、クについては、令和2年度の調査で、過年度と変わらず、空き家管理者では「本人」、連絡先の情報提供は「知らせてもよい」が一番多いという結果となった。また、割合についても、大きな変更は見られなかった。

なお、クにおいて、「知らせてもよい」と回答あった空き家所有者の連絡先については、個人情報であることから、「空き家管理者連絡名簿の取扱いに関する覚書」を 市と取り交わした町内会等の自治会に対し、空き家の適正管理にのみに役立ててもら うことを条件として提供している。

ケ 【問4-(1)】対象空き家の今後の活用について(複数回答有)



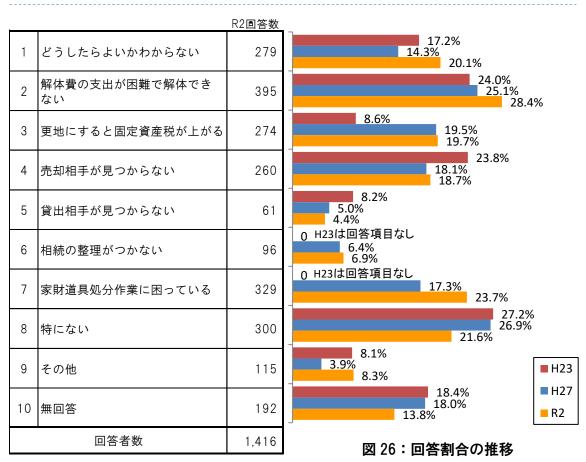
過年度の調査で一番多かった「予定なし」を抑えて、令和 2 年度は「売却したい」 が一番多い回答となった。また、「寄附意向」の割合も上昇していることから、空き 家を手離したいと考えている人が増加している結果となった。

しかし、依然として「予定なし」の割合も23.6%と高くなっている。これらの「予定なし」について、同アンケート調査のコの設問「今後の活用について困っていること」の割合を見ると、1番多い回答が「特になし」となっている。このことから、空き家を所有していても差し当たって困りごとがないため、現状維持を保っているのみであると考えられる。

表 10: 「予定なし」と回答あったもので、今後の 活用について困っていることの回答数 上位 5 項目 (複数回答可)

1	特にない	103
2	解体費の支出が困難で解体でき ない	98
3	どうしらたよいかわらかない	90
4	家財道具処分作業に困っている	85
5	更地にすると固定資産税が上がる	58

コ 【問4-(2)】今後の活用について困っていること(複数回答可)



過年度の調査で一番多かった「特にない」を抑えて、令和2年度は「解体費の支出 が困難で解体できない」が一番多い回答となった。また、「家財道具処分作業に困っ ている」の割合の上昇が大きくなったことについては、前設問のコの空き家の活用よ り、最多の回答である「売却したい」が反映された結果になったと言える。

また、「特にない」の割合が下向し、「どうしたらよいかわからない」の割合が上昇 していることから、空き家を何とかしたいと考える人が増加している状況にあり、空 き家問題の理解が以前より進んでいることが伺える。

「解体費の支出が困難で解体できない」が増加している 表 11: 鶴岡市のリサイクル 要因として、解体費が年々上昇していることが上げられる。 国土交通省の住宅局所管事業に係る標準建設費等より、不 良住宅等除却費における、木造住宅1㎡当たりの除却工事 費額も、平成23年度21.000円だったものが、平成27年 度は 24,000 円、令和 2 年度は 27,000 円となっているこ とから、全国的に解体費が上昇していることが分かる。

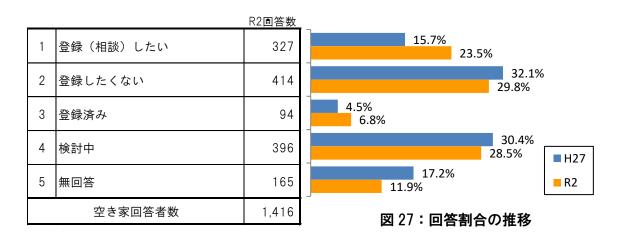
また、鶴岡市の過去5年間の解体件数を見ると、増加傾 向にあり、空き家の解体需要が増えていることで、解体工 事が追い付かず、解体まで時間がかかるケースも見られる。

届件数

(80 ㎡以上の解体	本)
------------	---	---

年度	件数
H28	196
H29	221
H30	261
R1	285
R2	286
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【問 4-(3)】NPO つるおかランド・バンクへ登録または相談について



「登録したくない」が依然として一番多いという結果となった。

しかし、割合を見ると「登録したい」も、平成27年度の15.7%から23.5%と7.8 ポイント上昇していて、「登録済み」の割合も上昇していることから、ランド・バン クの認知度や必要性は高まっていると言える。

また、「検討中」も多いため、所有者へ周知を行い「登録したい」、「登録済み」と なるように働きかけを行う必要がある。

シ 【問 4-(5)】空き家の管理・利活用に関する施策についての主な意見・要望

- ・定期的に意向調査(はがきでも可)状況問い合わせ・相談できるようにしてほしい。
- ・新規就農・山形移住者に利用してもらいたい。
- ・除草・管理・修理等の業者を紹介して欲しい。
- ・山林、畑地の売却調整。
- ・空き地密集地で小規模宅地開発をして欲しい。
- ・空き家のアドバイスが受けれるシステムが欲しい。
- ・居住の予定がない場合は固定資産の減額を制度して頂きたい。
- ・解体・売却・再建などの支援、相談、行程のサポートをしてくれる体制がほしい。
- 移住者の方が多くなるような村づくりも合わせて行って欲しい。
- ・ふるさと納税を利用した固定資産税の優遇。
- ・更地にした後の固定資産税は現状維持等にしてほしい。
- ・解体費の軽減・補助。
- ・空き家のメンテ・リフォーム補助金。
- ・山林の境界調査への補助金。
- ・オンライン相談会・窓口、空き家相談会の土日開催。
- 「一定の条件を満たせば市が引き取る」などの制度。

大きく分けて、固定資産税の軽減や、解体やリフォームにかかる費用の補助などの 金銭面に関する要望と、相談やアドバイス等のサポートに関する要望の2つが多くなっている。解体やリフォームにかかる費用の補助については、実施しているものもあ るため、情報を必要としている方に知ってもらえるように、周知を図っていく必要が ある。

また、平成 27 年度の調査では見られなかったものとして、今回新たに、移住やふるさと納税、オンラインに関する意見がでてきて、時代や生活様式に即した対策が求められている。

コロナ禍により、人々の生活状況が一変し、今まで普通にできていたことが、困難となったことも多い。令和2年度のアンケート調査では、外出や県境をまたぐ移動自粛の関係により、遠方に住む空き家所有者にとって、維持管理が難しい状況となったためか、維持管理の頻度の低下が見られ、また、維持管理が不可能となったことにより、空き家の解体を希望する人や売却等により手離したいと考える人が増えた結果となった。

コロナ禍により、新しい生活様式が求められているなか、放置空き家が増加しないよう、離れた場所でも維持管理や解体・売却が手軽にできる制度が必要とされている。

3 まとめ

令和2年度の調査では、平成27年度の調査より空き家棟数がさらに増加し、また、空き家増加率も上昇していることから、空き家の増加は加速しているという結果となった。なかでも、鶴岡地域以外の町村地域において、空き家の増加の加速が目立つものとなっている。町村地域の人口減少は鶴岡地域より大きいため、空き家の発生も増加していると考えられるが、高齢化や人口減少が続く以上、空き家が発生し続けるのは必定であり、減少させることは大変難しく、その厳しい現状において、どれだけ空き家の発生を抑えられるかが課題となってくる。

空き家の抑制には、その発生と深く関わっている人口減少や高齢化の対策を行うとともに、そこに住んでもらえるような魅力ある地域づくりを行うことが大切であり、関係機関と連携しながら、様々な角度から空き家の可能性を探りつつ、町村地域のみならず、市全体の空き家の抑制に繋がるような制度を検討していく必要がある。

また、空き家の増加とともに、管理不全空き家が問題となっている。老朽危険度判定では、不良空き家とされる C、D ランクが約 6 割を占めている状況が続いているが、割合が変わらずとも、空き家棟数自体が増えている以上、不良空き家は増加している。特に C、D ランクの不良空き家は、アンケート調査より「利用していない」と回答している割合が高く、利用がない空き家は、管理する必要性がないことから、放置され、管理不全空き家となる可能性が高い。それらを未然に防ぐために、空き家の所有者はもちろんのこと、広く市民に対し、空き家問題に関する周知を行うことが重要となってくる。

なお、現在でも適正管理の観点から、市では空き家の所有者に対し、指導・啓発を 行っているところだが、なかには所有者不明による放置空き家による問題も多くある。 これは、登記名義人が死亡したのち、相続がされず、所有者がいない状態になってい るものや、相続人全員が相続放棄し、相続する人がいないもの、また、登記名義人が 住所異動をしたが、住所変更登記を行わなかったことによる連絡がとれないものなど が含まれている。国においても、この状況を深刻に受け止めていて、所有者不明土地 の発生予防と利用の促進化の両面から民事基本法制の見直しが進められている。市と しても、その動向を注視しながら、空き家対策を講じていきたい。

表 12:地域別 空き家棟数(詳細)

			 空き家棟数		空き家増減棟数		空き家増加率		
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)=(b)-(a)	(g)=(e)-(b)	(f)/(a)	(g)/(b)
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	R2年度	H23~H27	H27~R2	H23~H27	H27~R2
鶴岡 第1学区	204	196	249	258	260	-8	64	-3.9%	32.7%
鶴岡 第2学区	190	174	188	234	196	-16	22	-8.4%	12.6%
第3学区	218	275	306	301	315	57	40	26.1%	14.5%
鶴岡第4学区	103	172	203	212	190	69	18	67.0%	10.5%
第5学区	172	225	252	271	258	53	33	30.8%	14.7%
鶴岡 第6学区	164	164	190	198	188	0	24	0.0%	14.6%
鶴岡地域 市街地	1,051	1,206	1,388	1,474	1,407	155	201	14.7%	16.7%
斎	12	22	26	28	22	10	0	83.3%	0.0%
黄金	26	40	43	52	48	14	8	53.8%	20.0%
湯田川	20	31	30	34	36	11	5	55.0%	16.1%
大泉	35	39	48	60	68	4	29	11.4%	74.4%
京田	5	13	6	6	9	8	-4	160.0%	-30.8%
栄	13	16	15	17	15	3	-1	23.1%	-6.3%
田川	12	19	29	30	33	7	14	58.3%	73.7%
上郷	74	77	73	80	91	3	14	4.1%	18.2%
豊浦	105	174	192	200	205	69	31	65.7%	17.8%
加茂	80	100	118	121	127	20	27	25.0%	27.0%
湯野浜	38	37	53	62	66	-1	29	-2.6%	78.4%
大山	121	181	201	191	232	60	51	49.6%	28.2%
西郷	26	45	51	52	61	19	16	73.1%	35.6%
鶴岡地域 郊外地	567	794	885	933	1,013	227	219	40.0%	27.6%
鶴岡地域計	1,618	2,000	2,273	2,407	2,420	382	420	23.6%	21.0%
藤島地域	154	173	213	247	262	19	89	12.3%	51.4%
羽黒地域	60	88	97	113	129	28	41	46.7%	46.6%
櫛引地域	88	98	106	112	125	10	27	11.4%	27.6%
朝日地域	50	83	83	82	164	33	81	66.0%	97.6%
温海地域	303	364	399	441	482	61	118	20.1%	32.4%
全地域 合計	2,273	2,806	3,171	3,402	3,582	533	776	23.4%	27.7%

[※] H24、H25、H26、H30、R1 年度は、空き家調査未実施のため数値なし。

[※] 空き家棟数は、H23 年度はH23.10.13 現在、H27 年度はH27.12.1 現在、H28~R2 年度は各年度末日現在の数値となっている。

表 13:地域別 空き家率(詳細)

	(<i>a</i> 家屋		 (k 空き家		(b), 空夏	/(a) 家率
	H27	R2	H27	R2	H27	R2
鶴岡 第1学区	4,649	4,429	196	260	4.2%	5.9%
鶴岡 第2学区	3,584	3,313	174	196	4.9%	5.9%
鶴岡 第3学区	5,707	5,446	275	315	4.8%	5.8%
鶴岡 第4学区	3,900	3,767	172	190	4.4%	5.0%
鶴岡 第5学区	4,481	4,220	225	258	5.0%	6.1%
鶴岡 第6学区	4,949	4,605	164	188	3.3%	4.1%
鶴岡地域 市街地	27,270	25,780	1,206	1,407	4.4%	5.5%
斎	879	918	22	22	2.5%	2.4%
黄金	711	847	40	48	5.6%	5.7%
湯田川	465	486	31	36	6.7%	7.4%
大泉	1,915	1,973	39	68	2.0%	3.4%
京田	674	757	13	9	1.9%	1.2%
栄	350	456	16	15	4.6%	3.3%
田川	382	389	19	33	5.0%	8.5%
上郷	1,016	1,076	77	91	7.6%	8.5%
豊浦	1,796	1,640	174	205	9.7%	12.5%
加茂	657	664	100	127	15.2%	19.1%
湯野浜	804	748	37	66	4.6%	8.8%
大山	2,929	2,941	181	232	6.2%	7.9%
西郷	1,326	1,339	45	61	3.4%	4.6%
鶴岡地域 郊外地	13,904	14,234	794	1,013	5.7%	7.1%
鶴岡地域計	41,174	40,014	2,000	2,420	4.9%	6.0%
藤島地域	2,744	4,181	173	262	6.3%	6.3%
羽黒地域	3,517	3,306	88	129	2.5%	3.9%
櫛引地域	2,114	3,075	98	125	4.6%	4.1%
朝日地域	1,778	1,713	83	164	4.7%	9.6%
温海地域	4,104	4,032	364	482	8.9%	12.0%
全地域 合計	55,431	56,321	2,806	3,582	5.1%	6.4%

[※] 家屋棟数は家屋概要調書の木造 (土蔵・附属家を除く)及び非木造家屋の合計数を参考に計上。 (R2 年度は、家屋概要調書の合計と本表の家屋棟数の合計が集計方法の違いにより異なっている) ※ H23、H28、H29 年度は、地域別家屋棟数を集計していないため、地域別空き家率なし。

表 14:地域別 空き家棟数及び既存空き家の解体、入居・建替え数(詳細) H23~H28

	H23		H23~H27		H27		H27~H28		H28
	空き家 棟数	解体	入居 · 建替	新規	空き家 棟数	解体	入居 · 建替	新規	空き家 棟数
鶴岡 第1学区	204	38	37	67	196	11	15	80	249
鶴岡 第2学区	190	37	23	44	174	12	11	39	188
鶴岡 第3学区	218	43	53	153	275	13	16	59	306
鶴岡 第4学区	103	19	20	108	172	10	15	53	203
鶴岡 第5学区	172	33	20	106	225	22	25	75	252
鶴岡 第6学区	164	29	43	72	164	11	23	40	190
鶴岡地域 市街地	1,051	199	196	550	1,206	79	105	346	1,388
斎	12				22				26
黄金	26				40				43
湯田川	20				31				30
大泉	35				39				48
京田	5				13				6
栄	13				16				15
田川	12				19				29
上郷	74				77				73
豊浦	105				174				192
加茂	80				100				118
湯野浜	38				37				53
大山	121				181				201
西郷	26				45				51
鶴岡地域 郊外地	567	92	49	368	794	33	35	168	885
鶴岡地域 計	1,618	291	245	918	2,000	112	140	514	2,273
藤島地域	154	17	29	65	173	6	4	54	213
羽黒地域	60	9	5	42	88	2		16	97
櫛引地域	88	15	20	45	98	2		14	106
朝日地域	50	9	3	45	83	2		2	83
温海地域	303	33	38	132	364	7	1	62	399
全地域 合計	2,273	374	340	1,247	2,806	131	145	662	3,171

[※] H29 年度の追跡調査において、H27、H28 年度の調査漏れ等を修正しているため、一部積算が一致しない。

[※] H23、H27 年度調査では、鶴岡地域郊外地の地区別の集計をしていないため、数値なし。

表 14:地域別 空き家棟数及び既存空き家の解体、入居・建替え数(詳細) H28~R2

	H28		 H28∼H29		H29		H29~R2		R2
	空き家 棟数	解体	入居 · 建替	新規	空き家 棟数	解体	入居 · 建替	新規	空き家 棟数
鶴岡 第1学区	249	18	22	49	258	35	34	71	260
鶴岡 第2学区	188	11	8	65	234	34	32	28	196
鶴岡 第3学区	306	8	21	24	301	41	34	89	315
鶴岡 第4学区	203	8	18	35	212	24	41	43	190
鶴岡 第5学区	252	18	10	47	271	28	39	54	258
鶴岡 第6学区	190	15	11	34	198	22	38	50	188
鶴岡地域 市街地	1,388	78	90	254	1,474	184	218	335	1,407
斎	26	0	0	2	28	4	5	3	22
黄金	43	0	1	10	52	3	3	2	48
湯田川	30	2	0	6	34	5	1	8	36
大泉	48	1	2	15	60	5	7	20	68
京田	6	0	0	0	6	1	0	4	9
栄	15	0	0	2	17	1	3	2	15
田川	29	2	0	3	30	3	2	8	33
上郷	73	1	2	10	80	7	5	22	91
豊浦	192	4	10	22	200	24	14	43	205
加茂	118	5	0	8	121	9	6	21	127
湯野浜	53	0	0	9	62	4	4	12	66
大山	201	7	11	8	191	19	11	71	232
西郷	51	3	1	5	52	7	8	25	61
鶴岡地域 郊外地	885	25	27	100	933	92	69	241	1,013
鶴岡地域計	2,273	103	117	354	2,407	276	287	576	2,420
藤島地域	213	3	11	48	247	23	26	64	262
羽黒地域	97	3	3	22	113	9	11	36	129
櫛引地域	106	3	5	14	112	8	16	37	125
朝日地域	83	3		2	82	10	15	107	164
温海地域	399	7	10	59	441	60	24	125	482
全地域 合計	3,171	122	146	499	3,402	386	379	945	3,582

[※] H29 年度の追跡調査において、H27、H28 年度の調査漏れ等を修正しているため、一部積算が一致しない。

(ID:

所有建築物に関する所有者等意向調査票

以下の各設問の該当番号を〇でお囲みください。

問1	回答者ご太人は	- OI.	17
101 1		_ ノリ	

(1) あなた又は関係者が所有、管理している建築物についてお尋ねします。対象建築物の所有情報等に ついて、下記の内容で誤りがないか確認してください。

※記載されている内容に修正がある場合は二重線で消して訂正ください。

(注) 記載されているものは登記上の所在地番です。住所とは地番が異なる場合があります。

建築物所在地	鶴岡市	土地所在	
所 有 者 (納税義務者)			様

※下記どちらか1つを選択して丸囲みしてください。

1 所有者(納税義務者)である

2 所有者(納税義務者)ではない

問2 対象建築物の現状について

- (1) 現在対象建築物はどのような利用状況になっていますか。(1つ選択)
 - 1 常に住んでいる ※
- 2 時々過ごす為の家(正月、お盆などの短期又は長期利用)
- 3 物置・倉庫
- 4 仕事場、作業場として
- 5 貸家(入居者有) ※
- 6 貸家(入居者無)
- 7 利用していない(空き家) 8 一時的に住んでいない(出稼ぎ、船員など) ※
- 9 解体済 ※
- 11 その他
- 10 売却・譲渡済 ※
- ※ 上記問2-(1)で、1、5、8、9、10と回答した方は、ここまでの設問で終了です。
- (2) 空き家となった、または使用しなくなった理由は何ですか。(複数選択 3つまで)
 - 1 仕事場、子供の就学の関係で住替えた
 - 2 空き家となった家が手狭になったから住替えた
 - 3 空き家が接する道路の広さや駐車場の確保に困ったから住替えた
 - 4 親や子世帯と同居することになり住替えた
 - 5 住んでいた人が、施設入所、入院したから空き家となった
 - 6 住んでいた人が死亡したため空き家となった
 - 7 その他

※空き家とは・・・

常時住んでいない住宅、使用して いない倉庫や作業場、等

問3 対象空き家の管理について

- (1) 対象空き家の維持・管理(手入れ、清掃、状況確認等)はどのくらいの頻度で行っていますか。(1 つ選択)
 - 1 週1回以上
- 2 2~3週間に1回程度
- 3 月1回程度

- 4 2~3ヶ月に1回程度
- 5 半年に1回程度
- 6 1年に1回程度

- 7 ほとんどしていない
- 8 1度もしたことがない
- 9 わからない
- (2) 空き家となってから、おおよそ何年が経過しましたか。

おおよそ	年	経過

2Pに続く

	(ID:
(3)	対象空き家の維持・管理について、困っていることは何ですか。 (複数選択)
	1 管理の手間が大変 2 管理の委託料が高い 3 身体的・年齢的な問題 4 現住所から対象家屋までの距離が遠い 5 管理を頼める相手を探すのが困難 6 その他 (
(4)	現在の対象空き家を実際に管理している人はどなたですか。
	1 本人 2 親族 3 対象空き家の近所の方 4 不動産業者等 5 その他 (
	管理者のご連絡先を、下記に記入してください。
	住所
	管理者名 TEL () —
(5)	町内会への空き家管理者の連絡についてうかがいます。★ 重要な質問事項です★ (本質問でご協力いただける場合、自治組織が求めれば、あなたの連絡先等をお知らせすることになります)
	対象空き家の所在する住民自治組織(町内会等)が空き家所有者、管理者の連絡先(氏名、住所、電話番号、建物の所在地)の情報を求めた場合、今回提供いただいた空き家の所有者または管理者様
	の連絡先を、空き家が所在する自治組織(町内会等)にお知らせしてもよろしいですか。(1つ選択)
	の連絡先を、空き家が所在する自治組織(町内会等)にお知らせしてもよろしいですか。(1つ選択) 1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください
39 <i>A</i>	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい (条件を具体的にお示しください)
	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について
成27 、適t 害な!	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい (条件を具体的にお示しください)
成27 、適t 害な! 地特(1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。 万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。 万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上 場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上 場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 空き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。(1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 空き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。(1つ選択)
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上 場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 2き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。(1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい 3 セカンドハウスとして時々住む(短期~長期滞在)ために維持する
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。 万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 空き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。(1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい 3 セカンドハウスとして時々住む(短期〜長期滞在)ために維持する 4 新築、改築して自分または家族が住む 5 空き家を解体(更地、駐車場、資材置き場等利用 〔予定:令和 年 月頃 〕 「予定:令和 年 月頃 〕
成27 、適t 害な! 地特(対象3	1 知らせてもよい 2 知らせない
成 成 (成 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 対象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。 万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 空き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。(1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい 3 セカンドハウスとして時々住む(短期〜長期滞在)ために維持する 4 新築、改築して自分または家族が住む 5 空き家を解体(更地、駐車場、資材置き場等利用 〔予定:令和 年 月頃 〕 「予定:令和 年 月頃 〕
成27 成27 成27 成27 成27 では、 高い は は は は は は は は は は は は は は は は は は	1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 2 知らせない 条件を具体的にお示しください 2 対象空き家の今後の活用について 3 条件によっては知らせてもよい 5 空き家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。 (1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい 3 セカンドハウスとして時々住む (短期~長期滞在) ために維持する 4 新築、改築して自分または家族が住む 5 空き家を解体 (更地、駐車場、資材置き場等利用、
成27条件 成27条件 成27条件 成27条件 対象等 (1)	1 知らせてもよい 2 知らせない
、適 ^t 害な! 地特(1 知らせてもよい 2 知らせない 3 条件によっては知らせてもよい 条件を具体的にお示しください 2 知象空き家の今後の活用について 7年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者について 切な管理に努めなければならないとなりました。万が一管理が不十分で危険な状態や衛生上場合、「指導」「勧告」などがなされるほか、「勧告」された場合は、固定資産税の「住宅 例」から外れ、最大6分の1の軽減措置が対象外となります。 2 営家にお住まいの方及び解体済の方、または売却・譲渡済みの方は回答不要です。 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか。 (1つ選択) 1 他に売却したい 2 貸家として運用したい 3 セカンドハウスとして時々住む(短期~長期滞在)ために維持する 4 新築、改築して自分または家族が住む 5 空き家を解体(更地、駐車場、資材置き場等利用 〔予定:令和 年 月頃 〕 〔予定:令和 年 月頃 〕

(ID:

家実態調査(

空き家の利活用に関する取り組みを「NPO法人つるおかランド・バンク」が推進しております。
①「空き家バンク」に登録されている空き家の売却や賃貸のマッチング、②空き家の委託管理、などを事業としておりますが、詳しい活動内容については同封のチラシをご参照ください。

- 「(3) NPO法人つるおかランド・バンクへ空き家について登録または相談したいですか。
 - 1 登録(相談) したい
- 2 登録したくない
- 3 登録済みである
- 4 検討中
- 「(4) 問4-(3)で「1.登録(相談)したい」と 答えられた方へ。

登録(相談)することに同意される場合は下記に署名押印をお願いいたします。なお、内容により NPO法人つるおかランド・バンクから連絡する場合がございます。

上記ランドバンク事業への登録にあたり、鶴岡市が空き家の所在等に関する情報、所有者、管理者に関す る情報についてNPO法人つるおかランドバンクに情報提供することに承諾します。 住所 氏名 印 TEL (連絡者)

(5)その他、空き家の管理・利活用に関する施策について意見・要望がありましたらご記入ください。

例:オンライン相談会を開催してほしい、ふるさと納税を活用した場合に固定資産税を優遇して欲しい、 空き家・空き地密集地で小規模宅地開発を行ってほしい、山間部等の山や畑地の売却調整をしてほしい、など

意向調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。